

沖縄戦戦没者遺族のDNA鑑定参加方法及び鑑定方法の改善に関する意見書

平成28年4月1日に「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」が施行された。

同法では戦没者遺骨と遺族のDNA鑑定を行うことになっており、現行では、日本軍の軍人・軍属の場合、遺骨が見つかった地区にいた部隊の名簿等をもとに選別した上で遺族に参加呼びかけを行うとなっている。一方、住民の場合は平和の礎に刻銘申告する際の「戦死場所」が根拠となると思われるが、ほとんどの場合それは、戦死場所ではなく最後に見かけた場所である。戦死場所がわからない以上は、遺族のDNA鑑定は限定された地域の遺骨とのみ照合するのではなく全体の遺骨と照合すべきである。

また、遺族の高齢化に伴いDNA鑑定への参加率も3%以下と試算されることから、参加を呼びかけた遺族より先に、参加を希望する高齢者の遺族から検体を採取することが急務である。

さらに、同法に基づく基本計画では、沖縄で収容・保管されている遺骨からDNA鑑定を始めることになっている。

県内には600体余の遺骨が収容・保管されているが、鑑定に用いる検体をとりにやすいという理由から歯に限定しているため、DNA鑑定の対象となるのはわずか87体となっている。より多くの犠牲者遺骨を遺族のもとに帰すためには、四肢骨も検体とすべきである。

よって、本県議会は、政府においては責任を持って戦後処理を着実かつ迅速に実施するため、下記事項を実現するよう強く要請する。

記

- 1 沖縄戦遺族のDNA鑑定参加を推定戦没地に限定せず全体照合とすること。
- 2 遺族の高齢化に鑑みDNA鑑定は、選別参加でなく希望参加とすること。
- 3 遺骨のDNA鑑定の検体を歯のみではなく四肢骨も対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月22日

沖 縄 県 議 会

内 閣 総 理 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
沖縄及び北方対策担当大臣 } 宛て